

令和3年度「ふれあいファミリアミーティング」回答表【両向区】

No.	意見・要望	担当課	回答
1	<p>第一町内会の道の両側に放置されている車の撤去をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に40年以上を経過している。 ・半原2788-2番地の右上～半原2865番地付近まで。 ・車は何十台も放置されている。 	環境課	<p>私有地内で自己所有している車両については、町で処理することはできないため、従前より所有者の方に、地域から町に相談が寄せられている旨を説明しながら、改善していただくよう話をしております。</p> <p>今後も継続して説明し、地域に配慮していただくよう所有者に対しお願いしたいと考えています。</p>
2	<p>第一町内会の、半原3613から30～40mほど仏果山寄りの左側にある、30年ほど使われていない旧消防器具舎を取り壊し、片付けをお願いしたい。</p>	消防課 環境課	<p>過去に器具舎として使用していた経緯はありましたが、現在は個人所有の土地建物となっております。</p> <p>所有者の方に、地域から町に相談が寄せられている旨を説明したところ、撤去または現状を改善する意思はあると伺っておりますので、早期に対応するよう引き続き要請してまいります。</p>
3	<p>No.2の旧消防器具舎の隣（仏果山寄り）の2軒の空き家が崩れかかっているため、取り壊し・片付けをお願いしたい。</p>	環境課	<p>所有者の方に、地域から町に相談が寄せられている旨を説明したところ、撤去または現状を改善する意思はあると伺っておりますので、早期に対応するよう引き続き要請してまいります。</p>
4	<p>No.3の2軒の空き家の向かって右隣の倉庫か物置とみられる物件も崩れかかっているため、取り壊し・片付けをお願いしたい。</p>	環境課	<p>所有者の方に、地域から町に相談が寄せられている旨を説明したところ、撤去または現状を改善する意思はあると伺っておりますので、早期に対応するよう引き続き要請してまいります。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
5	第一町内会では、自宅でごみを燃やす家庭もあるので、消防署から注意してもらい、見回りを希望します。ごみ燃しは以前から禁止されている。	消防課 環境課	屋外での焼却行為（野焼き）は、原則として禁止されていますので、焼却行為を見つけたら、町へご連絡いただければ指導します。（夜間、土・日・祝日の場合は厚木警察署生活安全課へお願いします） 町では毎年、広報紙を活用して、野焼きは法律や県条例で原則禁止されていることや、大気汚染や火災の原因にもなるため、周辺の迷惑にならないよう注意していただきたい旨の周知・啓発を行っており、今後とも周知・啓発に努めてまいります。
6	半原2786 の上の道路の中間地点あたりに、街灯を1本増やしてもらいたい。	住民課	各行政区からも設置要望がありますので、要望箇所の状況を踏まえながら、設置について検討させていただきます。
7	半原3738番地あたりと半原3764番地あたりで猫が多数道路に出て来る。飼い主の責任が負える範囲での飼育にしてもらいたい。	環境課	12月3日(金)に現地確認を行いました。ご指摘のような「多数の猫が道路に出ている」状況はありませんでした。今後、そのような状況があれば、町へご連絡をいただければと思います。町においても、当該地やその周辺に赴いた際には、併せて確認を行っていきます。 また、猫の室内飼いの強制等はできませんが、必要に応じて、厚木保健福祉事務所と対応してまいります。
8	第一町内会は人口が少ないので、目撃者が少ない事を幸いに、他地区の住人がわざわざ大量のごみを運んでくる。自分のごみは大量少量にかかわらず、決められたごみ収集場に出すようにしてもらいたい。	環境課	12月8日(水)に第一町内会の方と現地立ち会いを行い、「通りがかりのごみ捨て禁止」と記された啓発看板を設置しました。

No.	意見・要望	担当課	回答
9	<p>両向区には二つの沢があります。第一町内会の宮沢と第四町内会の柄沢です。それぞれの沢沿い付近には道路がありますが、道路を覆う木や、はみ出す枝等があります。車が通りづらかったり枝がこすれたりします。</p> <p>また、風の強い場合、枯れ枝が落ちてきたり、木が倒れたりします。掃除をするのも大変ですし、危険を感じます。</p> <p>町に言っても、沢沿いの木は地主に言って切ってもらってくださいと言われる。地主は町から教えてもらえません。探すのは法務局に行って調べてくださいと言われる。とても大変なことです。</p> <p>結局、放置されたままです。</p> <p>このような状況をなんとか解消するため、町から指導して地主に対策をしていただきたい。</p>	<p>環境課 道路課</p>	<p>12月7日(火)に、副区長さんと共に現地を確認しました。所有者に対し、適切に管理をしていただくよう12月15日(水)に通知を発送しました。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
10	<p>両向区には二つの沢があります。第一町内会の宮沢と第四町内会の柄沢です。それぞれの沢沿い付近には道路がありますが、道路際には電柱が建っています。電柱を覆う木や、電線または電話線を挟む木や、もたれかかる木や枝等があります。</p> <p>また、風の強い場合、枝が揺れてショートや断線しないか、木が倒れて断線や電柱が倒れたりしないか気がかりです。町に言っても、沢沿いの木は地主に言って切ってもらってくださいと言われる。地主は町から教えてもらえません。探すのは法務局に行って調べてくださいと言われる。また、電力会社や電話会社では、線にカバーを付けたり、その近辺のみ木や枝を切断して対処しています。とても無駄なカバー付け工事で、切ってしまうような小さな立木もあります。大きな木は大変な作業で、それらの会社では難しいことだと思います。</p> <p>このような状況を何とか解消していただきたい。</p> <p>切って良いような小さな立木は、電力会社や電話会社で切断して構わないような法律の改正をしてほしい。</p> <p>大きな木は、町から指導して地主に対策をしていただきたい。</p>	<p>危機管理室 環境課</p>	<p>12月7日(火)に、副区長さんと共に現地を確認しました。所有者に対し、適切に管理をしていただくよう12月15日(水)に通知を発送しました。</p> <p>電柱や電線の維持管理につきましては、東京電力やN T T 東日本の所管となっており、枝などの接触による断線等の危険がある場合には、町からも随時情報提供し、対処のお願いをしているところです。その際、民地の立木の剪定や伐採については、事業者が地権者へ許可を得た上で実施しています。ただし、立木の剪定等について、本来はあくまでも土地所有者が管理するものであり、そのような状況が発覚した際には、町からも土地所有者に注意喚起と適切な土地の管理をお願いしているところです。</p> <p>なお、法律の改正について、電気事業法（第61条第1項）では、「植物の伐採又は移植」に関して、「植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合など、やむを得ないときは、経済産業大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる」との規定がありますが、電力会社や電話会社などの電気事業者が自らの判断で伐採等を行うことができるよう法改正することについては、国の判断となりますので、ご理解をいただければと存じます。</p>